

静岡県医療救護計画の改定

(静岡県健康福祉部地域医療課)

1 概要

本県は、大規模災害に対する県及び市町の医療救護体制を確立するため、「静岡県医療救護計画」(以下、医療救護計画)を定めている。

南海トラフ巨大地震等を等に対応するため、熊本地震等の状況を踏まえた医療救護計画の見直しを行った。

2 主な改定内容

(1) 救護所設置運営指針の見直し

二次医療圏単位等で設置している地域災害医療対策会議で救護所に関する課題等が多く挙げられていることを踏まえ、フェーズ区分に応じた救護所の主な機能等を整理するとともに、代表的な救護所設置モデルを例示するなど、地域の実情に応じた救護所設置のあり方について定めた。

(2) 救護病院の指定運営指針の明確化

大規模災害時に医療救護活動を円滑に実施するため、救護病院の指定要件として、想定津波浸水域内に立地する施設を新たに救護病院として指定することがないよう要件を明確化。

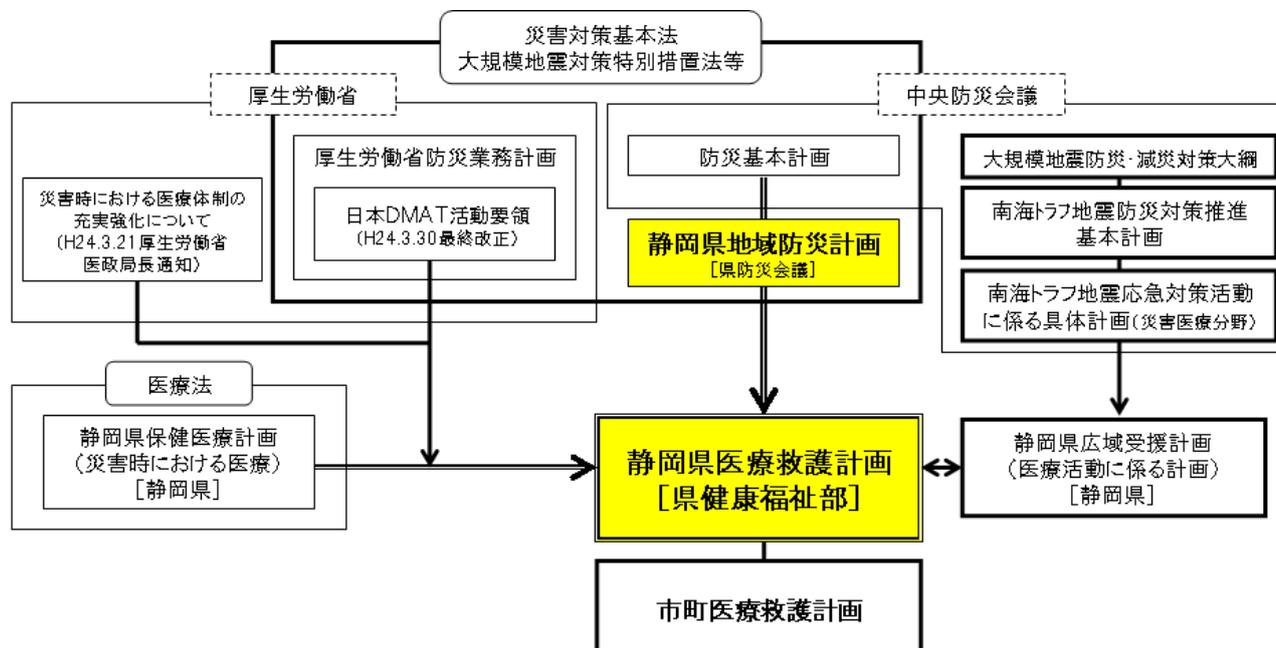
(3) 災害拠点精神科病院の指定方針

今後の災害拠点精神科病院の指定に向けて、指定方針等を新たに本計画に位置付けた。

(4) コーディネート機能の強化

平成28年熊本地震では、保健医療活動チームの指揮・派遣調整や保健医療ニーズの情報連携などで困難な状況が生じたことを踏まえ、DPAT(災害派遣精神医療チーム)や災害時小児周産期リエゾン、さらにDHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)との連携など、保健医療活動にかかるコーディネート機能の強化について定めた。

3 静岡県医療救護計画の位置付け



参 考

ア 静岡県医療救護計画について

昭和54年8月に、静岡県全域が大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されたことを契機に、地震防災応急対策の具体化を推進するため、昭和58年に「東海地震に対する静岡県医療救護計画」を策定した。

イ 改定経緯

年 月	改 定 内 容
昭和58年 3月	「東海地震に対する静岡県医療救護計画」策定
平成 8年 3月	阪神淡路大震災、2次被害想定を踏まえた医療救護施設増等の改定
平成15年 3月	3次被害想定発表、広域災害救急医療情報システム整備、広域医療搬送体制整備等に伴う改定
平成18年 3月	市町合併に伴う修正及びASSISTⅡ活用、医師会等との協定に基づく広域応援体制等について改定
平成18年11月	災害拠点病院の追加指定、応援班の見直し、医薬品等確保・供給計画の改正に伴う改定
平成25年 5月	東日本大震災の状況等を踏まえ、医療救護期間のフェーズ区分の設定、DMAT（災害派遣医療チーム）の整備、災害医療（医療・薬事）コーディネーターの設置等について改定
平成31年 4月	救護所設置運営指針の見直し、救護病院の指定運営方針の明確化、精神科災害拠点病院の指定方針、コーディネート機能の強化等について改定